

●介護保険料の減免●

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が一定程度減少した場合など、第1号被保険者の介護保険料が減額または免除される場合があります。

対象者／次の①か②のいずれかに該当する第1号被保険者

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者
 - ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかの収入の減少が見込まれ、次のア・イに該当する第1号被保険者
- ア：事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を除いた額）が前年の事業収入等の金額の10分の3以上であること。
- イ：減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

減免額／①に該当する方～全額免除 ②に該当する方～全額免除または一部免除

対象となる介護保険料／令和元年度および令和2年度分の保険料で、令和2年2月1日から令和3年3月31日の間に納期限が定められているもの

申請方法／令和3年3月31日までに、申請書のほか、①に該当する方は医師の診断書、②に該当する方は収入を証明する書類（事業帳簿や給与明細書など）を介護健康課介護保険係まで提出してください。

問合先／役場介護健康課介護保険係 ☎2-2171 内線（525）

●国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免●

対象者／全額免除：新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方

一部減額：新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、以下①から③の要件のすべてに該当する方

要件／①事業収入や給与収入など、収入の種類ごとにみた本年の収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること

②前年の所得の合計額が1,000万円以下であること

③収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

対象となる保険税・保険料／令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期にかかる保険税・保険料

申請方法／上記の内容に該当する方は、次の問い合わせ先までご相談ください。

問合先／国民健康保険税：役場税務課税務係 ☎2-2171 内線（536）

後期高齢者医療保険料：役場町民サービス課保険年金係 ☎2-2171 内線（523）

「元気!!しらぬか応援券」第2弾の有効期限は

12月31日まで！

まだ使用していない応援券がある場合は有効期限内に使用してください